

◇消防協力者等損害補償条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 消防協力者等に対する介護補償の額を引き上げることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、同年6月1日から施行することにしました。

(消防局企画部人事課)